

## 沖縄市障がい者基幹相談支援センター運営事業委託仕様書

- 1 委託業務名 令和7年度沖縄市障がい者基幹相談支援センター運営業務
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）
- 3 目 的 本事業は、センターが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、「総合的・専門的な相談支援」、「地域の相談支援体制強化」、「地域移行・地域定着促進」、「権利擁護・虐待防止」等に取り組むことにより、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものである。
- 4 委託条件
  - (1) 令和6年4月1日時点において、沖縄県指定一般相談支援事業者又は沖縄市指定特定相談支援事業者の指定を受けている沖縄市内に事業所（本店または支店）を置く法人。
  - (2) 本事業を行うための人員は常勤専従3名、非常勤1名の合計4名以上とし、常勤専従3名の内1名以上は下記の①を満たし、残りの員数は②に該当する者を配置するものとする。また常勤3名のうち1名を、事業を管理する管理者として配置すること。なお、3名の常勤専従職員の配置が困難である場合には、下記の①の1名及び②の1名が常勤専従であれば、残りの員数については勤務日等で明確に勤務時間が積算できる場合に限り、常勤換算でも可とする。

非常勤職員については、相談支援専門員または社会福祉士等の資格を有し保健、医療、福祉、教育等の分野にて障がい者等への相談実務経験が3年以上の者を配置するものとする。また、配置する非常勤職員の勤務時間数は週30時間以上とする。

〈 配置職員の資格要件 〉

①主任相談支援専門員又は国の定めた主任相談支援専門員養成研修受講要件を満たし、研修受講後に主任相談支援専門員として勤務出来る者。主任相談支援専門員養成研修受講要件を満たしている者については、受託後2年以内に主任相談支援専門員養成研修を受講すること。

②相談支援専門員または社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師等のいずれかの資格を有し、障害福祉に関する相談支援の実務経験が5年以上の者。
  - (3) その他の事項
    - ① 配置職員にあっては、沖縄県等が実施する相談支援従事者研修（主任・現任者）、等

へ積極的に参加し資格取得に努めること。

② (2)に規定する人員配置基準の職員が産前産後休暇・育児休暇又は30日以上病気休暇等を取得する場合は、速やかに代替職員を補充すること。その際は速やかに市へ報告すること。

③ 配置する職員は、勤務時間内は他の業務との兼務を認めない。

#### (4) 運営に関すること

##### ① 開所日について

開所日は市役所開庁日とする。開所時間は8:30～17:15を基本とし、業務時間外においては、緊急連絡体制（携帯電話等による体制も可）を確保すること。

##### ② 苦情解決体制の設置について

基幹相談支援センターは、苦情解決体制を設置するものとし、中立性・公平性の確保の観点から、基幹相談支援センターの職員及びセンターを受託した法人の関係者は、当該体制における第三者委員及び第三者協力員にはなれないものとする。

#### (5) 設備に関すること

センター設置場所は沖縄市役所内を予定

市が貸与する備品類(以下「貸与品」という。)は、下記のとおりとする。

① 事務什器一式(事務机:4台・椅子:4脚・保管棚:4台(高×2、低×2)椅子8脚)

スタック型会議用椅子10脚、ホワイトボード

② パソコン:4台(ノート型)相談支援システム用

③ 相談支援システム:4ユーザー

④ 電話及びFAX回線(利用料は法人にて負担すること)

※携帯電話、インターネット回線は受託法人で準備すること。

※その他、車両など基幹相談支援センター運営に必要な備品は受託者において設置すること。

### 5 委託業務内容

障害者総合支援法第77条の2第1項第1号から第4号に規定する事業を委託するものとし、具体的には次の業務を実施すること。

#### (1) 総合的及び専門的な相談支援の実施に関する業務

- ・障害種別や年齢を問わず、障がい当事者や家族など、各々のニーズに対応できる、総合的及び専門的な相談支援体制の構築
- ・既存のサービス等では解決困難な障がい者等への相談支援体制の構築
- ・支援困難ケースや特殊事案(医療観察法対象者、触法障がい者等)の相談支援体制の構築

- ・医療的ケア児等の連絡会の運営と支援体制の構築

## （２）相談支援の強化の取組に関する業務

### ①相談支援体制の強化の取組に関する業務

- ・市内委託相談員に対するスーパーバイズなどの後方支援
- ・指定特定相談支援事業所に対するスーパーバイズなどの後方支援
- ・共生社会に向けた相談支援体制の整備（地区担当制及び児童に対応した学校区担当制）

### ②相談機関等との連携強化に関する業務

- ・市内委託相談員及び指定特定相談支援事業所と協働した相談支援及び連携体制の構築
- ・医療、保健、教育、介護、労働などの関係機関・部署とのネットワーク構築及び強化
- ・地域の相談機関や社会資源との連携強化
- ・教育委員会との連携したトライアングルプロジェクトの推進
- ・市の重層的支援体制整備事業に参画し、複雑、困難事案について、相談支援ネットワークを活用し、他機関と協働した包括的な相談支援を実施する。

### ③相談支援事業者の人材育成の支援に関する業務

- ・地域の相談支援事業者や福祉サービス事業者への人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な相談や事例検討会の開催、サービス等利用計画に係る支援など）
- ・委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び行政、関係機関等へ、必要に応じて助言等のサポートの実施

## （３）地域移行・地域定着の促進に関する業務

- ・長期的に入所・入院している障がい者等の地域移行・定着支援体制の構築
- ・市と協働した地域生活支援拠点の機能構築及び運営
- ・地域移行・地域定着の推進及び地域包括ケアシステムに向けた体制整備

## （４）権利擁護に関する業務

- ・権利擁護（虐待防止、差別解消、後見事業等）に係る相談体制の構築
- ・市障がい者虐待防止センターとの協働及び担当職員へのスーパーバイズやコンサルテーションでのサポート
- ・市障がい者差別解消支援地域協議会をはじめ権利擁護に関する会議体への参加及び地域のバリアフリーにつながる取組
- ・性的課題等に関する相談体制の構築

(5) 沖縄市障がい者自立支援協議会の運営に関する業務

- ・ 沖縄市障がい者自立支援協議会（全体会、各専門部会）の運営
- ・ 沖縄市の障がい者施策に関わる総合的な企画・立案等への提言
- ・ 沖縄県障害者自立支援協議会専門部会への参画
- ・ 中部圏域専門部会参画及び自立支援連絡協議会参加

(6) 周知啓発・その他の業務

- ・ 関係機関への各障がい等に関する理解促進
- ・ 各種イベントの主体的な企画・運営（沖縄市ハートフル福祉フェア等）
- ・ 地域への情報発信の取り組み（ホームページや SNS 等の活用）
- ・ 当事者活動支援
- ・ 自殺対策事業について、市職員への助言等のサポート

(7) 成果等の報告

- ①各年度終了後、4月末日までに活動実績報告を障がい福祉課へ行い、自立支援協議会にて報告するものとする。
- ②契約期間最終年度の6月末日までにその時点での総括報告を行うものとする。
- ③苦情・事故等の発生時は速やかに障がい福祉課へ報告すること。

6 その他

受託事業者は、本事業の収支に関する書類を整理し経理状況を明らかにしておくとともに、市が必要な場合には提出すること。また、前記に係る書類を各事業年度終了後5年間保管すること。

7 担当部署及び職員

部署：沖縄市役所 健康福祉部 障がい福祉課 管理係

担当：新垣

連絡先 電話：939－1212（内線3151）

FAX：939－7739

mail：s\_fukusia41@city.okinawa.lg.jp